

大阪コロナ大規模医療・療養センター（仮称）の設置・運営に関する事業の 事業者選定委員会議事概要

【結論】

- ・優先交渉権者の順位は、1位A社、2位D社、3位B社、4位C社とする。
- ・第1優先交渉権者のA社に以下の内容を確認し、対応可能であれば交渉を進める。
 - ①9月末をめどに看護師を確保すること
 - ②看護師の出務調整・雇用事務を実施すること

【主な意見】

○委員

- ・A社は最も価格が安い。またオンライン診療医師の確保も提案してきている。
- ・看護師確保が困難な中、自社で看護師を確保するB社は一定評価できるが価格が非常に高い。看護師確保だけをもって事業者を決定すべきではない。
- ・C社は、警備業務の配置人員が他社と比較して少ない。また、他社では実施するレッドゾーン内における警備業務を含んでおらず、清掃員にさせるとの説明。
- ・D社は、医療従事者の出務調整・報酬支払事務の提案が含まれており、医療的観点で評価できる。
- ・評価する上で、価格も重要。
- ・価格と医療人材確保状況を考慮して優先交渉の順位を整理すると、1位A社、2位D社、3位B社、4位C社とする。
- ・なお、施設開設には医療スタッフ（看護師）の確保は不可欠。優先交渉権者に対して、看護師の確保とこれに係る出務調整・雇用を実施できるか確認し、それらに対応できるのであれば、契約に向けて交渉を進めていくべき。

○有識者（オブザーバー）

- ・医療の観点からは、看護師を確保できる点、オンライン診療が確保できる点、について評価できる。
- ・看護師不足は全国的な課題なので、優先交渉権者に、看護師確保と出務調整を求めても、応募要項の提案例に看護師の確保という記述もあることから、事業者にとって想定外にならないのではないかと。
- ・本施設では高流量の酸素吸入は想定されない点を踏まえて提案内容を検討すべき。

以上